

OKI *Open up your dreams*

グリーン調達基準書

2002年9月12日 制定
第25版 2024.1.5

沖電気工業株式会社

目次

1 . OKI グループの環境経営	1
2 . OKI グループのグリーン調達に対する考え方	1
2 . 1 目的	1
2 . 2 適用範囲	1
2 . 3 用語と定義	1
2 . 4 含有化学物質等への対応	3
2 . 5 評価内容	4
2 . 5 . 1 環境マネジメントシステムに関する評価	5
2 . 5 . 2 製品含有化学物質管理システムに関する評価	5
2 . 5 . 3 環境負荷低減への取り組み状況評価	5
2 . 6 含有の考え方と対象物質	5
2 . 7 評価の判定	7
2 . 8 運用フロー	7
3 . お取引先様へのお願い事項	7
3 . 1 ご提出していただく書類	7
3 . 2 記入方法	8
3 . 3 個人情報の取り扱い	9
4 . お問い合わせ先	9

= 付属資料 =

本基準書には下記の付属資料があります。OKI グループのグリーン調達基準書ホームページに最新版を掲載していますので、ダウンロードし利用願います。

グリーン調達基準書： <https://www.oki.com/jp/eco/product/procurement.html>

- ・調査対象化学物質群
- ・環境保全評価チェックシート (様式-A)
- ・管理対象物質 (SVHC) リスト及び含有確認書 (様式-C)
- ・お取引先様 製品含有化学物質管理体制チェックシート (様式-D)

グリーン調達基準

1 . OKI グループの環境経営

OKI グループは、次の世代のためによりよい地球環境を実現し、それを継承していきます。そのため、環境経営を実践し、環境方針のもと環境負荷の低減と循環型社会の実現を目指します。

OKI グループ環境方針：<http://www.oki.com/jp/eco/management/policy.html>

2 . OKI グループのグリーン調達に関する考え方

2 . 1 目的

本基準書でグリーン調達に関する OKI グループの考え方と、具体的な要求基準及び運用について示します。

なお、OKI グループが、適用を受ける法令、規則ならびに事業形態、顧客要求などにより、本グリーン調達基準書と異なる内容をお願いした場合、それを優先します。

2 . 2 適用範囲

本基準書は、お取引先様の環境保全活動及び以下の 1) ~ 3) の調達品に適用します。

ただし、本基準書の適用対象外にすることを OKI グループが顧客と合意している場合は、対象外とします。

また、OKI グループ内で使用される、OA 機器、文房具、事務用品類は対象外とします。

- 1) 製品用部材
- 2) 包装用部材
- 3) OKI グループの製品と共に出荷される、またはシステムを構成するなど、セットで販売される他社製品。(増設品または交換品を含む)

2 . 3 用語と定義

意図的添加

特性、外観または性能向上を図るため意図的に添加すること。(メッキ、難燃剤など)

不純物

意図せずに含まれてしまう化学物質。天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない化学物質または合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない化学物質。

含有量

実測値もしくは理論値、計算値、設計値でご回答ください。製造により含有量の変動がある場合は、原則として最大値でご回答ください。

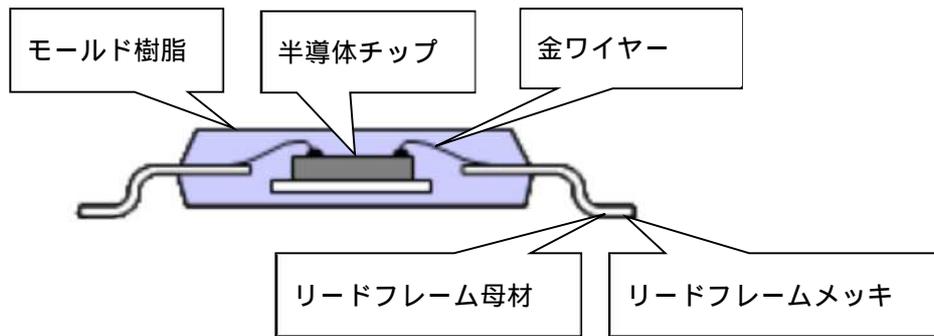
なお、部品、材料に対象物質が付着(接触)などにより残存する場合も、含有と見なします。

均質材料

部品構成の中で、機械的に解体できない材料のこと(homogeneous material)。機械的に解体とは、ねじ外し、切断、破壊、粉碎など。

具体例を以下に示します。

例) 半導体のリードフレームとリードフレーム表面処理(メッキ)は別々の均質材料。



閾値

製品用部材ならびに包装用部材に含まれる化学物質の含有有無を判定する境界値。閾値は ppm 及び質量% (wt%) で表されます。

SVHC

Substances of Very High Concern の略。高懸念物質と訳される。発癌性、変異原性、生殖毒性、生物蓄積性などを示す化学物質の中から EU の化学品庁が定めた物質で、段階的に追加されていく予定。

CMS

Chemical Management System の略称。

当社への納入品に関し材料調達から出荷までの各段階において、含有する化学物質を適切に管理するために必要な製品含有化学物質管理システムを言います。

本基準書では以後 CMS と記載します。

JAMP

Joint Article Management Promotion-consortium (アーティクルマネジメント推進協議会) の略称。

アーティクル(部品や成形品などの別称)が含有する化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組み作りや普及を進めている業界横断的な協議会。

化学物質 (Chemical Substance)

天然に存在するか、又は任意の製造工程において得られる元素及びその化合物。

混合物 (Mixture)

二つ以上の化学物質を混合したもの。

例：塗料、インク、はんだ、添加剤を含有する樹脂ペレットなど。

成形品 (Article)

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。

例：金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器など

製品用部材

OKI グループにおいて製造する製品に組み込まれたり、添付される材料、部品、完成品 (OEM・ODM 製品も含む)、ユニット品など全てのもの。

OEM: Original Equipment Manufacturer

ODM: Original Design Manufacturer

包装用部材

OKIグループが出荷する製品や、調達する製品用部材の保護、取扱などのために使用される、あらゆる種類のあらゆる素材で作られた全てのもので、下記の両者を言う。

製品用部材の包装用部材：OKIグループが調達する製品用部材の保護、取扱などのために使用される包装材。

出荷製品の包装用部材：OKIグループから顧客へ製品を出荷する際に使用される包装材

例：段ボール、緩衝材、袋（ポリ袋またはビニル袋など）、粘着テープ、乾燥剤
パレット（木製、プラスチック製）、パレットラッピング用シート
（付属資料の調査対象化学物質群「表1 包装用部材の具体事例」を参照。）

納入品

お取引先様がOKIグループへ納入する、製品用部材ならびに包装用部材の全てのもの（製品用部材の包装材を含む）。

SDS

安全データシート（あんぜんデータシート：Safety Data Sheet）、有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡又は、提供する際に、対象化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書。

GHS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」

国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法

ラベルによる情報伝達

JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法）に規定される、絵表示ラベルのほか、記載項目による情報の伝達。

危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して設定された、GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質及びその程度を指す。

絵文字

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた絵表示。

SCIP情報

EUの廃棄物枠組み指令（WFD）により、EUへ上市する成形品に含有するSVHCを対象に、ECHAのデータベースへ登録することが義務付けられた情報。

2.4 含有化学物質等への対応

製品用部材禁止対象物質

製品用部材への含有を禁止する化学物質。含有している場合は原則として購入致しません。

回答で非含有としたにもかかわらず禁止対象物質の含有があり、それが原因で当社に損害が発生した場合、お取引先様との契約に基づき契約不適合責任を負っていただく場合があります。

ただし、OKIグループが含有を許可した場合、またはOKIグループが図面、仕様書などで物質や閾値を定めた場合は、それを優先します。また RoHS 指令ほか、各法規制の適用除外項目に該当する場合は、含有可とします。なお、お取引先様が商社の場合におかれましても、契約に基づき含有濃度、含有量などの回答内容を保証していただきます。

製品用部材報告対象物質

製品用部材への含有を禁止する可能性のある化学物質。含有状態（使用用途、使用部位、濃度など）を報告していただきます。

包装用部材禁止対象物質

包装用部材への含有を禁止する化学物質。含有している場合は原則として購入致しません。回答で非含有としたにもかかわらず禁止対象物質の含有があり、それが原因で当社に損害が発生した場合、お取引先様との契約に基づき契約不適合責任を負っていただく場合があります。

ただし、OKI グループが許可した場合または図面、仕様書などで閾値を定めた場合（例：臭化メチルによる木製パレットの薫蒸など）は、それを優先します。なお、お取引先様が商社の場合におかれましても、契約に基づき含有濃度、含有量などの回答内容を保証していただきます。

包装用部材報告対象物質

包装用部材への含有を禁止する可能性のある化学物質。含有状態（使用用途、使用部位、濃度など）を報告していただきます。

管理対象物質

閾値を超える場合、含有状態（使用用途、使用部位、濃度など）を記録管理すべき化学物質。REACH規則のSVHC（高懸念物質）を対象とします。禁止対象物質と重複している物質は、禁止対象物質としての扱いを優先します。

お取引先様からの調査回答に報告が無い化学物質については、閾値以下とみなします。

ただし、閾値を超えている事が判明し、REACH規則に抵触することにより当社に損害が発生した場合は、お取引先様との契約に基づき契約不適合責任を負っていただく場合があります。

製造工程使用禁止対象物質群

OKI グループが調達する製品用部材ならびに包装用部材の、お取引先様での製造工程（洗浄、脱脂、触媒、溶解、など）で使用する化学物質で、オゾン層保護法など、法規制対象の化学物質。使用している場合は、運用の改善依頼をさせていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を見直す事があります。

製造工程におけるフタル酸エステル類の移行性対応

OKI グループが調達する製品用部材ならびに包装用部材が、お取引先様の製造工程や倉庫の樹脂製またはゴム製の資材類（導電マット、ベルトコンベヤーのマット、テープ、作業用手袋、保管運搬用のパレット/箱など）と接触することにより、フタル酸エステル類が移行することが無いように管理をお願いします。

2.5 評価内容

従来のお取引先様の選定基準に加え、環境保全活動に対する「環境マネジメントシステムの構築状況に関する評価」「製品含有化学物質管理システムの構築状況に関する評価」及び、「環境負荷低減への取り組み状況」を評価し、その総合評価で環境負荷の低いお取引先様からの調達を優先します。「環境保全評価チェックシート 様式-A」を用いて、評価を行ってください。

2.5.1 環境マネジメントシステムに関する評価

お取引先様には、原則として環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証取得をお願い致します。第三者機関による認証を取得していない場合には、当社より監査を実施させていただき、適切な改善が見られない場

合には、取引内容を見直す事があります。

2.5.2 製品含有化学物質管理システムに関する評価

お取引先様には、製品用部材ならびに包装用部材に含有する化学物質を適切に管理するため、製品含有化学物質管理システム（CMS）の構築をお願いします。管理対象物質は、OKI グループの定める禁止対象物質及び管理対象物質を必須とし、報告対象物質を任意とします。

なお、OKI グループから要求があった場合は「お取引様製品含有化学物質管理体制チェックシート 様式-D」を用いて自己評価を行い、その結果の評価点をご記入ください。

評価結果により、必要に応じて当社より監査を実施させていただく事があります。監査結果に基づき、運用の改善依頼をさせていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を見直す事があります。

2.5.3 環境負荷低減への取り組み状況評価

お取引先様には、資源循環、地球温暖化防止、生物多様性保全など環境負荷低減への取り組みをお願いします。各分野について取り組み状況の評価を行ってください。評価結果により、必要に応じて取り組みレベルの向上（評価点数の向上）を要請させていただきます。

2.6 含有の考え方と対象物質

1) 含有の判定基準について

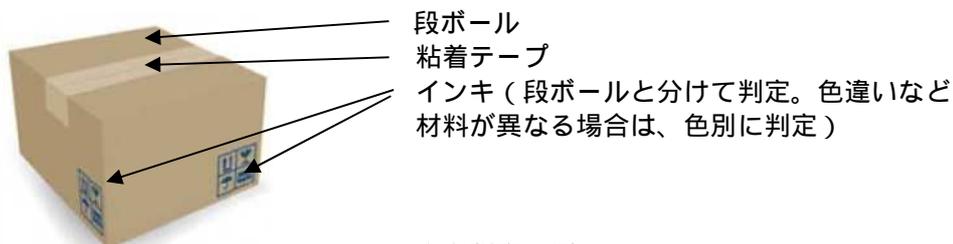
製品用部材ならびに包装用部材への化学物質含有の有無は、表1に示した基準により判定します。

表1 含有判定基準

	閾値	含有「あり」と判定	含有「なし」と判定	
禁止対象物質 ならびに 報告対象物質	意図的添加と数値 の両者で 設定	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加がある (含有数値の大小に関わらず) 意図的添加ではないが、不純物としての含有率が閾値を超える 	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加はなく、かつ不純物としての含有率も閾値以下 	
	数値設定 のみ	含有率 = (対象化学物質の質量) ÷ (調査単位または均質材料の質量)	含有率が閾値を越える	含有率が閾値以下
		含有率 = (対象化学物質の質量) ÷ (調査単位または均質材料の質量)		
	意図的添加のみ	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加がある (含有数値の大小に関わらず) 	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加がない 	
管理対象物質	全て数値 で設定	含有率 = (対象化学物質の質量) ÷ (成形品の質量)		

2) 包装用部材における4種類の重金属の合計含有判定

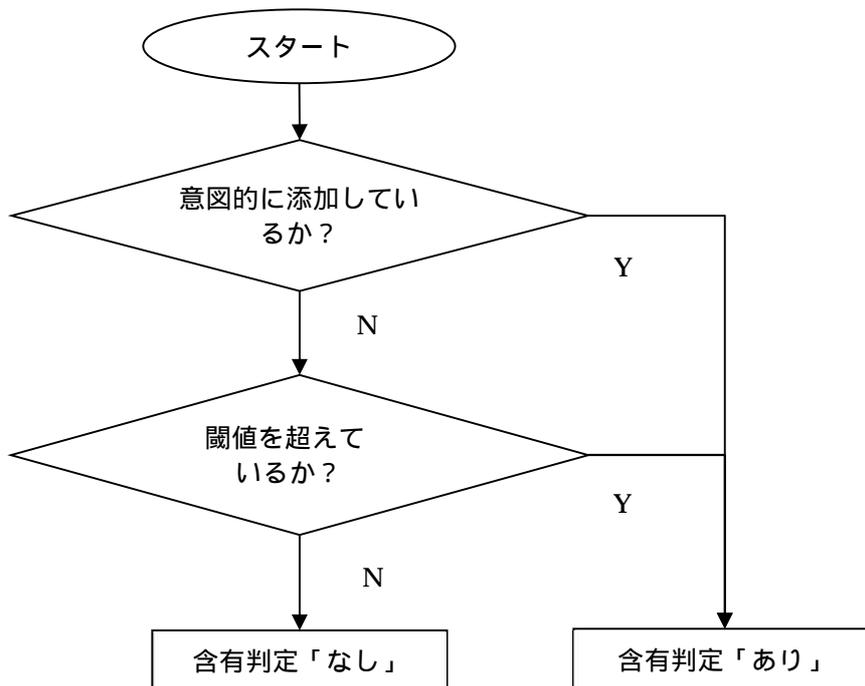
包装用部材毎の質量に対する4種類(カドミウム、鉛、水銀、6価クロム)の重金属の合計含有率で判定する。なお、包装用部材へ印刷やマーキングされたインキ、塗料類は、それぞれを包装用部材として扱う。以下に含有判定例を示す。



含有判定(例)

含有物質 包装用部材 (質量)	カドミウム (mg)	鉛 (mg)	水銀 (mg)	6価クロム (mg)	合計 (mg)	含有率算定 (ppm)	判定
段ボール(100g)	0	0	0	0	0	0	
粘着テープ(1g)	0	0	0	0	0	0	
インキ(80mg)	0.005 ×2面	0.001 ×2面	0	0	0.012	0.012/80 ×10 ⁶ =150	×

3) 意図的添加と数値の二つの閾値が設定されている場合の含有判定フロー



4) 調査対象化学物質群

付属資料の「調査対象化学物質群」を参照願います。

2.7 評価の判定

お取引先様は、本基準書に基づき、環境マネジメントシステムの構築や製品含有化学物質管理システムの構築、ならびに環境負荷低減への取り組みについて、環境保全評価チェックシート（様式-A）により自己評価を実施し、その結果を提出していただきます。

なお、OKI グループから製品含有化学物質管理体制チェックシート（様式-D）の依頼がされた場合、上記自己評価と合せチェック結果の提出を、お願い致します。

自己評価結果ならびに製品含有化学物質管理体制チェックシートの内容について必要と判断した場合には、詳細を確認させていただきます。

また、環境負荷が大きいと判定した場合には改善をお願いする場合があります。

2.8 運用フロー

運用の手順を下記に示します。

実施項目	お取引先様	OKI グループ
<pre> graph TD A[グリーン調達基準書、回答様式などの配布・説明] --> B[回答の記入・提出] B --> C[回答データ・文書の管理] C --> D[評価判定] D --> E[評価結果の連絡] </pre>	<p>内容のご確認</p> <p>提出</p> <p>結果の受領</p>	<p>配布・説明</p> <p>保管管理・データ入力</p> <p>判定</p> <p>結果の連絡 (改善をお願いする場合には限る)</p>

3. お取引先様へのお願い事項

3.1 ご提出していただく書類

(1) 製品用部材（材料・部品・完成品・ユニット品など）の場合

1) 「環境保全評価チェックシート」（様式-A）：生産拠点ごとの提出。OKI グループから要求があった場合に、提出をお願いします。

2) chemSHERPA-AI データ：成分情報、遵法判断情報の両者(SCIP 情報を含む)を必須とします。回答対象の物質は、付属資料「調査対象化学物質群」および chemSHERPA-AI の管理対象物質です。これら以外にも、お取引先様が含有情報を把握している場合、ご回答のご協力をお願いします。

1：「調査対象化学物質群」には chemSHERPA の管理対象物質でない物質（付属資料一覧表の No に を付記）も含まれますのでご確認をお願いします。

2: chemSHERPA-AI の管理対象物質の回答については、「chemSHERPA 製品含有化学物質情報利用ルール」に基づきお願いします。

<https://chemsherpa.net/aboutchemsherpa/description>

なお、混合物/化学物質は、chemSHERPA-AI で回答が困難な場合、chemSHERPA-CI データでも可とします。

(2) 包装用部材の場合

chemSHERPA-AI データ：成分情報、遵法判断情報の両者（SCIP 情報を含む）を必須とします。回答対象の物質は、(1)製品用部材と同じとします。

OKI グループからの出荷製品の全ての包装用部材を対象とします。

お取引先様からの製品用部材の包装材を OKI グループからの製品出荷に使用する場合、追加の調査回答をお願いする事があります。

(3) 「管理対象物質（SVHC）リスト及び含有状況確認書」（様式-C）については OKI グループから要求があった場合に、提出をお願いします。

(4) 「お取引様 製品含有化学物質管理体制チェックシート」（様式-D）は、取引を新規に開始する場合や継続更新など、CMS 構築・運用状況の確認を必要とするため、OKI グループから要求があった場合に、提出をお願いします。

なお、提出書類に変更が生じた場合、あるいは提出書類に変更がなくても材料、工程などに変更が生じた場合には、再提出をお願いします。

3.2 記入方法

(1) 環境保全評価チェックシート（様式-A）

太枠内《お取引先様ご記入欄》の提出または再提出日、会社名、所在地、納入品名、部署名、評価責任者名、電話番号、FAX 番号、評価責任者の E メールアドレスを記入してください。

1 項“環境マネジメントシステムの構築状況”ならびに 2 項“製品含有化学物質管理システムの構築状況”の評価に関しては、回答欄の該当する黄色セル欄に“1”を記入してください。

3 項“環境負荷低減への取り組み状況”の評価に関しては、回答欄（太枠線内）の該当する黄色セル欄に“1”を記入してください。判定基準は評価内容の 80%以上を満たしている場合に『はい』とします。

評価結果により、必要に応じて当社より監査を実施させていただく事があります。監査結果に基づき、運用の改善依頼をさせていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を見直す事があります。

(2) chemSHERPA-AI

記入要領については、JAMP が所管する製品含有化学物質情報伝達スキーム関係のマニュアル

ル類をご参照ください。chemSHERPA-AI 入力支援ツール、及びマニュアル類は下記より最新版をダウンロードしてご使用ください。なお、OKI グループの依頼元から調査回答フォーマットの指定がされた場合は、その指示に従ってください。

URL : <https://chemsherpa.net/tool>

(3) chemSHERPA-CI

記入要領については、JAMP が所管する製品含有化学物質情報伝達スキーム関係のマニュアル類をご参照ください。chemSHERPA-CI 入力支援ツール、及びマニュアル類は下記より最新版をダウンロードしてご使用ください。

URL : <https://chemsherpa.net/tool>

3.3 個人情報の取り扱い

お取引先様から本基準書に基づき提出いただいた個人情報は、OKI グループ内で共有させていただきますが、お取引先様及び納入品の評価をする目的以外に使用することはありません。

当社個人情報の取り扱いにつきましては、下記の URL をご参照ください。

OKI グループ 個人情報保護ポリシー URL : <http://www.oki.com/jp/privacy/>

4. お問い合わせ先

生産調達統括本部 調達センター 調達企画部 調達基盤チーム

TEL : 03-3454-2111 (代表)

システムセンター マネジメントシステム統括部 地球環境チーム

TEL : 03-3501-3111 (代表)

URL : <https://www.oki.com/cgi-bin/inquiryForm.cgi?p=008j>

「OPES 2080 付 01 グリーン調達基準書」変更履歴

版数	制改訂年月	改訂理由ならびに変更概要	記事
初版	2002.9.12	新規制定	
2 版	2003.10.25	「グリーン調達調査共通化協議会」の調査対象物質リスト変更に伴い、調査物質見直し	
3 版	2006.5.29	「グリーン調達調査共通化協議会」の調査フォーマット変更に伴い、内容見直し	
4 版	2006.8.23	「グリーン調達調査共通化協議会」の例示物質追加に伴い、物質リスト変更。社内改善要望折込みと記訂正	
5 版	2008.3.14	「グリーン調達調査共通化協議会」の改定内容及び社内改善要望折込み他	
6 版	2009.9.4	<ul style="list-style-type: none"> ・管理対象物質、任意報告物質の管理区分を追加 ・SVHC(高懸念物質)を管理対象物質として追加 / 管理対象物質(SVHC)確認書を新設 ・PFOS を禁止対象物質に追加 ・報告書様式として、JAMP の AIS を追加導入 ・組織変更に伴う問い合わせ先変更 他 	
7 版	2010.4.20	<ul style="list-style-type: none"> ・JGPSSI 調査回答フォーマット最新版へ対応 ・SVHC(高懸念物質)の追加 	
8 版	2010.8.30	<ul style="list-style-type: none"> ・JGPSSI 調査回答フォーマット最新版へ対応 ・報告書様式として JAMP の MSDSplus を追加導入 ・お問い合わせ先変更 	
9 版	2011.5.20	<ul style="list-style-type: none"> ・JIG-101Ed4.0 へ対応し、表-2 禁止対象物質の閾値変更 ・お問い合わせ先電話番号変更 	
10 版	2011.10.31	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 10 サプライヤーの化学物質管理体制チェックシートを追加 ・JIG-201Ed1.0 対応、包装用部材を対象とした管理対象物質を追加 ・JIG-101Ed4.1 へ対応し、ローハロゲン JS709 対象の物質(臭素系・塩素系難燃剤など)を追加 ・管理化学物質の呼称を適正化 <ul style="list-style-type: none"> 含有禁止物質 禁止対象物質 含有抑制物質 報告対象物質 含有管理物質 管理対象物質 	
11 版	2012.1.31	<ul style="list-style-type: none"> ・JAMP AIS/MSDSplus 記入例の V4.0 対応 ・JGPSSI 包装材含有物質調査票を新規追加 ・様式 1~3 を変更 ・その他、JIG-101 Ed 4.1 への対応など 	
12 版	2012.10.15	<ul style="list-style-type: none"> ・様式を A、B、C、D の 4 種類に統廃合 ・環境保全評価シートに環境負荷低減への取り組み状況の評価として、資源循環、地球温暖化防止、生物多様性保全の評価項目を追加 ・材料構成情報物質調査票、材料構成情報物質リストを廃止。 ・記入例を様式から削除。記入事例集に纏め、グリーン調達基準書の参考資料として別資料化 	
13 版	2013.9.5	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止対象物質である鉛化合物及びクロム化合物の濃度分母を一部訂正 ・プロポジション 65 表示対象 DIDP、DnHP の 2 物質を報告対象物質に追加 	

14 版	2014.4.7	<ul style="list-style-type: none"> ・調査フォーマットに JAMP-AIS を追加 ・包装材調査フォーマットを旧 JGPSSI 包装材含有物質調査回答フォーマットから AIS へ変更 ・製品用禁止対象物質へ HBCDD を追加 	
15 版	2016.7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・調査回答フォーマットに chemSHERPA を追加 ・グリーン調達(旧 JGPSSI)調査回答フォーマットを削除 ・製品用部材の禁止対象物質に BNST を追加 ・IEC62474 との差分を反映 	
16 版	2017.7.22	<ul style="list-style-type: none"> ・DEHP、BBP、DBP、DIBP の 4 物質を禁止対象予定物質として追加 ・IEC62474 との差分を反映 (HBCDD 報告閾値 1,000ppm 100ppm に変更ほか) 	
17 版	2018.7.22	<ul style="list-style-type: none"> ・DEHP、BBP、DBP、DIBP の 4 物質を禁止対象物質に変更 ・調査回答フォーマットの AIS 及び MSDSplus を削除 ・BNST を禁止対象物質から削除 ・非含有保証書を、下記の二種類に分割 製品用部材と当社へ納入時に使用する包装用部材対象の B1 OKI グループから顧客へ納入時に使用する包装材を対象の B2 	
18 版	2018.9.25	<ul style="list-style-type: none"> ・包装用部材に対して、フタル酸エステル類の含有禁止対象を製品と直接接触する樹脂製とゴム製に限定 ・禁止対象物質の閾値(報告レベル)を IEC62474 と整合 	
19 版	2019.1.25	<ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲の明確化 ・環境ビジョン2020の削除 ・お取引先様の製造工程におけるフタル酸エステル類の移行性管理を追加 ・PFOSの閾値(報告レベル)を誤記修正 1 µg/m²以下 1 µg/m²を超える場合 ・DMFの法令基準の見直し ほか 	
20 版	2020.1.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩ならびに PFOA 関連物質、赤りんを製品用部材の禁止対象物質に追加(表 2) ・PBDE 類に decaBDE を含むことを明確化 ・フタル酸エステルグループ1にDIBPを加え4物質に変更し、表3 報告対象物質から表2 禁止対象物質に変更 ・表 5 包装用部材禁止対象物質群のフタル酸エステル類(BBP, DBP, DEHP, DIBP)の 4 物質を個別禁止から個別および 4 物質合計での禁止に変更 	
21 版	2021.1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・SCIP 情報の提出を必須として追加 ・赤りんを含有禁止対象物質から削除 ・PAHs を報告対象物質に追加 	
22 版	2022.3.31	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象化学物質群を本基準書の付属資料として分離。対象物質の変更点等は付属資料に記載 ・お問い合わせ先変更 	
23 版	2022.12.20	<ul style="list-style-type: none"> ・非含有保証書 様式-B1 と様式-B2、表 2 の削除 ・商社の保証を明確化(2.4 項) 	
24 版	2023.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・お問い合わせ先変更 	
25 版	2024.1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・「2.4 含有化学物質等への対応」から「任意報告物質」を削除 ・「3.1 ご提出していただく書類」の(1)製品用部材、(2)包装用部材に、回答時の注意事項を追加。 	